

内航船舶売買契約書の解説

社団法人 日本海運集会所

は し が き

社団法人日本海運集会所は、昭和24年7月に和文の船舶売買契約書式を制定し、昭和31年12月に全面的にこれを改定した。その後、昭和46年7月に仲裁条項の文言を若干修正しただけで、約13年を経過し、昨今の取引の実態にそぐわない点があった。一方、書式制定業務と共に集会所の重要な業務である仲裁や相談に目を向けると、本書式に関するものがかなりあり、その内容も買主の本船受取り遅延、船底検査で発見された損傷の修理費の負担者、保証金の性質、内航船の引当資格重量トン数の不足、固定資産税の負担者等々多岐にわたっている。更に、集会所で発行している「日本船舶明細書」に掲載されている船舶（総トン数100トン以上の鋼船）についてみると、数百隻の所有者が毎年変更しており、その大半が内航船である。

このような状況の下で、集会所の書式制定委員会は、昭和59年9月に本書式の改定に着手した。審議の過程で日本内航海運組合総連合会の意見を聞いたところ、内航船に独特の条項を網羅し、かつ内航船用と明記した書式とするよう強く要望された。また、集会所の書式制定委員会において、外航船については国内の売買であっても英文船舶売買契約書式（コードネーム：NIPPONSALE、ニッポンセール）書式に近づける意見もあった。検討の結果、外航船についてはニッポンセール書式の使用を勧め、和文の書式は、「内航船舶売買契約書」という名称で内航船の売買に相応しい条項を新設することに決定し、昭和60年1月30日に開催された書式制定委員会において、改定書式が承認された。

この解説書が円滑な取引のために役立てば誠に幸いである。

目 次

1. 名 称	3
2. 前 文	3
3. 第1条 [契約の目的物].....	3
4. 第2条 [本船の引渡し時の状態].....	5
5. 第3条 [手付金].....	5
6. 第4条 [売買価格, 支払方法及び権利証書の受渡し].....	7
7. 第5条 [本船の引渡し].....	8
8. 第6条 [船底検査及び引渡し準備完了].....	8
9. 第7条 [引渡しの遅延と契約の解除].....	10
10. 第8条 [受取り義務と受取り拒否又は代金の不払による契約の解除].....	12
11. 第9条 [引渡し不能と契約の解除].....	12
12. 第10条 [本船の債務と引渡し後発見された瑕疵].....	13
13. 第11条 [登記登録費用及び固定資産税].....	14
14. 第12条 [記載外事項].....	14
15. 第13条 [仲裁].....	15

資 料 内航船舶売買契約書の見本

1. 名 称

内航船舶売買契約書

内航船を対象とした船舶売買契約書であることを明らかにした。

2. 前 文

売主 (以下「売主」という) と
買主 (以下「買主」という) とは
以下の条項に基づき売主の所有する (以下「本船」という) の
売買契約 (以下「本契約」という) を締結する。

本欄は、売買契約の当事者、すなわち売主名と買主名及び売買の目的物である船舶の名前を記入する欄である。

3. 第1条【契約の目的物】

1. 本契約の目的物は次のとおりとする。

(1) 本船：明細は以下のとおりである。

船 種・船 名		船			
船 舶 番 号		内航許可番号		届 出 番 号	
船 籍 港		航 行 区 域		船 級 等	
総 ト ン 数		ト ン	載 貨 重 量 ト ン 数		ト ン
長 さ・幅・深 さ			引当資格重量トン数等		ト ン 立方メートル
船 体 製 造 者			船 体 竣 工 年 月		年 月
主 機 関 製 造 者			主 機 関 製 造 年 月		年 月
主 機 関 の 型 式、数			公 示 出 力		馬 キロワット
次 期 検 査 期 日	定 期		年 月 日		
	中 間 (第一種)		年 月 日		
	中 間 (第二種)		年 月 日		
通 信 設 備					

(2) 属具・備品：外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は、本契約の目的物とし、その価格は本船の売買価格に含むものとする。ただし、本船の引渡しまでの間に本船の運航のために使用された属具及び／又は備品は、補充の必要はないものとするが、法定の数量を欠くときは、売主はその数量までのものを補充しなければならない。

2. 残存燃料油等：引渡しの際に本船に残存する燃料油、未使用の潤滑油及び未開封の消耗品は、売主がこれらを購入した時の価格で買主が買い取るものとし、飲罐水及び食料品は、買主が無償で受け取ることができる。

3. 私物・借り物：私物及び借り物は、本契約の目的物より除く。売主は、乗組員の私有物及び第三者よりの借り物を本船の引渡し前に陸揚げするものとする。

第1項(1)は本船の明細の記入欄である。

1) 船種・船名

船種とは、内航海運業法その他の関係法令にいう「船種」と同様の意味で、一般貨物船、セメント専用船、土運船、自動車専用船、石灰石専用船、石炭専用船、油送船、特殊タンク船などの船種（用途）をいう。

2) 内航許可番号、届出番号

内航許可船については、内航海運業法第21条（船舶に関する表示）に基づき、本船の内航許可番号を記入する。

届出対象船舶，すなわち総トン数100トン未満の船舶であって、長さ30メートル未満のものについては、届出番号を記入する。

3) 船級等

日本海事協会の船級を取得している船舶については「NK」と記入し、船級を取得していない船舶については「JG」と記入すればよい。

4) 長さ・幅・深さ

船腹調整を行っている日本内航海運組合総連合会（以下「総連合会」という）に無断で改造して船体が大きくなっている場合があり、本欄を設けて契約締結時に船体の大きさをチェックできるようにした。

5) 引当資格重量トン数等

総連合会の「保有船腹調整規程」に基づく本船の引当資格重量トン数を記入する。すなわち、貨物船については重量トンで、曳船については主機軸馬力数で、油送船については立方メートルで表示する。

(2) 属具・備品

売買契約締結前の引合いの段階で、当該船舶が売買の目的物になり得るかを確かめるため、買主が船体各部の状態、属具及び備品の数量や状態を調べるのが普通である。これを外観検査と呼んでいるが、この外観検査時の状態を基礎にして売買価格を決定するわけであるから、本書式では、外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は本契約の目的物とし、その価格が本船の売買価格に含まれることを規定した。なお、外観検査時から本船の引渡しまでの間に航海を行うであろうから、そのために使用された

属具や備品は、法定の数量を欠かない限り、補充の必要はないものとした。

買主が売主から残存燃料油、未使用の潤滑油及び未開封の消耗品を買い取る際の価格を、売主の購入価格とした。本船の引渡し地における時価と比較すれば、いずれか一方の当事者が利益を受けることがあるかもしれないが、時価で買い取ることにすると、時価をめぐって無用の争いが生ずるおそれがあるので、時価を採用しなかった。

船員の私物と売主が第三者から借りた物については、本船売買の目的物から除くとともに、本船の引渡し前にそれらを陸揚げすべきことを明らかにした。

4. 第2条【本船の引渡し時の状態】

1. 本船は引渡しの時に第1条記載のとおりとし、外観検査時と実質的に同じ状態であるものとする。ただし、通常の衰耗及び消耗は除くものとする。
2. 買主は、本船の引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なると主張するときは、それを立証しなければならない。
3. 本船の引渡し時の状態に関し、船級（JGを含む、以下同じ）上の検査対象項目に疑義が生じたときは、第6条第3項の検査員の見解に従うものとする。

本船の売買価格は、外観検査の結果決定されるのが普通であるから、実際に本船を引き渡す際に外観検査時と同一かそれに近いことが望ましい。そこで、引渡し時の状態は「外観検査時と実質的に同じ状態」とした。もちろん、外観検査の後、引渡しまでの間に生ずる通常の衰耗と消耗は防ぐことができないので、注意的にただし書を設けた。

第2項では、引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なるという問題が生じたときは、そのような主張をする買主がそれを立証すべきことを規定した。

5. 第3条【手付金】

1. 買主は本契約に記名捺印した時に、手付として金 円（以下「手付金」という）を売主に支払わなければならない。
2. 手付金は、本船の引渡しがあったときに、売買価格の一部に充当する。

旧書式では、買主は、「保証金として金 円也を売主に預託」する旨を規定していたが、実際の国内売買においては、売買価格の1割程度を手付として、買主が売主に交付するのが普通であるから、買主は本契約に記名捺印した時に手付金を売主に支払うものとした。記名は、手書きでもゴム印やタイプによってもよい。

手付には、種々の効果があるので、若干説明を加えると、次のとおりである。

手付の意義

手付とは、契約締結の際に又はその後代金等の弁済期までに当事者の一方から相手方に交付される金銭その他の有償物である。本契約書では金銭とした。

手付の効果（本契約書における取扱い）

1. 第3条第1項により手付金が支払われたときは、売買契約が成立したことの証拠となる。
2. 売買契約に従って本船が買主に引き渡されたときは、第3条第2項のとおり売買価格の一部に充当される。すなわち、買主は第4条第2項の残代金だけを支払えばよい。
3. 売主が手付金を返還するとともに、手付金と同額の違約金を支払う場合——売主が第5条の期間内に本船の引渡しができなかったことにより、買主が本契約を解除したとき（第7条第2項）。
4. 売主が違約金として手付金を取得する場合——買主が正当な理由なくして本船の受取りを拒否するか、特定の期日までに受け取らないか、又は残代金を支払わないため、売主が本契約を解除したとき（第8条第2項及び第3項）。
5. 売主が手付金を返還する場合——不可抗力又は検査員の指定する修理若しくは船尾軸の修理が特定の期間を超えるため、買主が本契約を解除したとき（第7条第4項）、本船が引渡し前に滅失したり、修理不能な損傷を被ったり、不可抗力によって本契約の目的を達成することができないと認められるに至ったため、売主か買主が本契約を解除したとき（第9条）。

（注）手付の種類は、その作用に従って、一般的に証約手付、違約手付、解約手付に分類される。

証約手付とは、契約締結（成立）の証拠としての意味をもった手付である。契約締結に際して当事者間にいかなる合意があったか不明である場合も、手付が交付されていれば、少なくとも合意が成立したことの証拠となる。違約手付、解約手付の場合も証約手付の性質を兼ねる。

違約手付とは、手付を交付した者が契約上の債務を履行しない場合に、相手方に没収される手付である。債務不履行による損害賠償は別途請求できるが、実際には、手付が損害賠償額の予定を兼ねる場合が多い。すなわち、手付を交付した者が契約上の債務を履行しないときは、手付を没収され、手付を収受した者が履行しないときは、その倍額を償還する旨を定めるものである。

解約手付とは、契約の解除権を留保する作用を有するもので、相手方が履行に着手する前は、手付を交付した者はこれを放棄し、手付を収受した者は、その倍額を償還して契約を解除することのできる手付である。

なお、民法第557条には次のとおり規定されている。

- ① 買主が売主の手附ヲ交付シタルトキハ当事者ノ一方が契約ノ履行ニ著手スルマテハ買主ハ其手附ヲ抛棄シ売主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- ② 第545条第3項ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

本書式では、以上三つの性質を有する。

6. 第4条【売買価格、支払方法及び権利証書の受渡し】

1. 本船の売買価格を金 円とする。
2. 買主は、売買価格より手付金額を差し引いた残額金 円（以下残代金という）を本船の受取りと同時に、 において売主に支払うものとする。
3. 売主は、残代金の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするのに必要な一切の書類並びに日本内航海運組合総連合会発行の「引当て資格重量トン数等及び納付金支払証明書」を買主に引き渡す。

第1項には、本船の売買価格を記入する。

第2項には、残代金の金額とその支払場所を記入する。残付金の支払は、本船の受取りと同時と規定。

第3項は、売主が本船の所有権移転登記に必要な書類と総連合会発行の「引当て資格重量トン数等及び納付金支払証明書」を、残代金の受取り、すなわち本船の引渡しと同時に買主に引き渡すべきことを規定する。「引当て資格重量トン数等及び納付金支払証明書」は、内航許可船について必要とするのもので、売主の表示した本船の引当て資格重量トン数（タンカーの場合は容積）が真実と異なることによって争いが生じないよう配慮した。売主が買主に引き渡すべき所有権移転登記に必要な書類は、通常次のとおりである。

- (1) 本船の所有権登記権利書
- (2) 売主の印鑑証明書
- (3) 売主が会社など法人の場合は代表者資格証明書
- (4) 本船の所有権移転登記申請に関する売主の委任状
- (5) 船種区分、竣工年月日に関する建造造船所の証明書
- (6) 建造造船所の印鑑証明書
- (7) 建造造船所が法人の場合は代表者資格証明書

7. 第5条【本船の引渡し】

売主は、 年 月 日より 年 月 日までの間に
において本船の引渡し準備を完了しなければならない。

売主が本船の引渡し準備を完了すべき期間と場所を記入する。引渡し準備完了とは、本契約に従っていつでも買主に引き渡せる状態におくことをいう。船底検査終了後、上架したまま本船を引き渡すときは、ドック名を記入し、ドックから引き出して浮揚させて引き渡すときは、港の名前を記入する。この場合には、売主は引渡し場所まで本船を回航させなければならない。ドックの手配は、次の第6条に規定されているように、本船の引渡し前に行えばよく、したがって、引渡し場所が契約締結時に確定していない場合もありうる。

8. 第6条【船底検査及び引渡し準備完了】

1. 売主は、本船の引渡し前に売主買主双方立会いの上、本船の満載喫水線以下の船底の検査（以下「船底検査」という）を行うことができるよう、船渠を手配しなければならない。
2. 前項の検査において及び第6項の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかったときは、本船は引渡しに適した状態とみなし、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
3. 船底検査の結果、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損う損傷であるか否かにつき、売主買主双方で協議が整わないときは、 の検査官／検査員（以下「検査員」という）に検査（以下「検査員の検査」という）を依頼するものとする。
4. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものではないと認定されたとき及び第6項の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかったときは、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
5. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものであると認定されたときは、売主は、自己の費用で検査員の指定する修理を行わなければならない。
6. 買主は、船底検査の間、自己の費用で船尾軸を検査することができる。ただし、検査員が船尾軸の検査を指示したとき、又は検査の結果、船尾軸に損傷が発見されたときは、売主は検査員が指定する修理を行い、その修理費用及び船尾軸の引出し装着費用を負担するものとする。
7. 船底検査のために要する船渠料、その付帯費用、検査料及び検査員の費用は、買主の負担とする。ただし、第5項及び第6項ただし書の場合においては、本項の費用は、すべて売主の負担とする。
8. 船渠までの回航費用は、船底に損傷がなく、買主が船渠料等の費用を負担する場合であっても、売主の負担とする。

本条は、船底検査のためのドックの手配から船底検査実施後、引渡し準備完了までについて売主と買主の義務について規定したものである。

第1項では、船底検査を実施するための売主のドック手配義務を定めるとともに、検査対象を満載喫水線以下と定めた。外板に損傷が発見された場合に、「船底」の範囲をめぐ

って、その修理費が売主買主いずれの負担になるかにつき争いが起こるのを避けるためである。

第2項では、船底検査の結果異常が発見されなかったとき、及び第6項の検査すなわち船尾軸の検査が行われるときはその検査の結果異常がなかったとき、本船自体については引渡しに適し、引渡し準備が完了したものとみなすことを規定した。ドック以外で引渡しを行う場合には、もちろん売主はドックから本船を引き出して所定の引渡し地点まで回航しなければならない。

第3項では、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損う損傷であるか否かが問題になった場合について規定した。そのような問題については、実情に従い、まず当事者間の協議に委ね、協議によって解決しないときは、検査官又は検査員（以下「検査員」という）の検査に委ねることとした。検査員は、NK船については日本海事協会の検査員、JG船については地方運輸局（神戸海運監理部を含む）の検査官とする場合も、本船の船舶保険を引き受けている保険会社と引渡し後引き受ける保険会社をそれぞれの検査員とする場合もある。

第4項では、検査員による検査の結果、当該損傷が船級を損うものではないと認定された場合、及び第6項による船尾軸の検査が行われたときは異常が発見されなかった場合について、第2項と同様、引渡し準備を完了したものとした。

第5項では、当該損傷が船級を損うものと認定された場合について、売主の修理義務を定めた。

第6項本文では、船底検査の間に買主が自己の費用で船尾軸の検査を行うことができることを定めた。船尾軸の検査は、通常4年に1度の定期検査の際に行われるだけであり、また、第10条第2項で、本船の引渡し後発見された物理的瑕疵について、売主が故意に隠蔽したものでない限り、売主は責任を負わない旨を規定しているのので、少なくとも売主が欲すれば、船底検査の間に買主の費用で船尾軸を検査することができるようにした。船尾軸の損傷をめぐるトラブルがときどき発生したことも、本項設置の理由である。ただし書は、検査員の指示に基づく船尾軸の検査と船尾軸に損傷が発見された場合の費用負担に関する規定である。

第7項は、船底検査のためのドック料、入出渠に要する曳船料その他付帯費用等は、原

則として買主が負担することを規定した。船級を損う損傷が発見されたとき、検査員が船尾軸の検査を指定したとき、及び買主が船尾軸を検査して損傷が発見されたときは、売主の負担である。

第8項は、ドックまでの回航費用は、いかなる場合も、売主の負担とした。

9. 第7条【引渡しの遅延と契約の解除】

1. 売主が第5条の期間内に本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、手付金を返還するとともに手付金と同額の違約金を解除の通知を受けた日から起算して銀行営業日4日以内に買主に支払わなければならない。売主が銀行営業日4日以内にこれを支払わないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 〇 〇 〇 〇 の利息を付してこれを支払わなければならない。
3. 引渡し遅延が不可抗力又は第6条第5項若しくは第6項の修理による場合は、買主は 〇 〇 〇 〇 日以内の遅延を承認しなければならない。これを超えるときは、買主は、本契約を解除することができる。この場合、買主は、遅延又は修理に関する期間について売主から通知を受けた日から起算して、銀行営業日 〇 〇 〇 〇 日以内解除するか否かを、売主に通知しなければならない。
4. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、解除の通知を受けた日から起算して、銀行営業日4日以内に手付金を買主に返還しなければならない。この場合、損害賠償の請求は認めない。ただし、売主が銀行営業日4日以内に手付金を返還しないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 〇 〇 〇 〇 の利息を付してこれを返還しなければならない。
5. 第2項ないし第4項による通知は、いずれも書面（電報、テレックス、ファクシミリを含む）で行うことを要し、銀行営業日の午後5時以降又は土曜日、日曜日若しくは休日到达した通知は、翌営業日に受け取られたものとみなす。

第5条第1項に規定したように、売主は、特定の期間内に本船の引渡し準備を完了しなければならない。本条は、売主がそのような期間内に引渡し準備を完了しない場合、すなわち履行遅滞の場合の買主の契約解除権と解除の効果について規定し、更に、その例外として不可抗力などによる引渡し遅延について規定したものである。

契約の解除とは、契約が締結された後に一方の当事者の意思表示によって、契約締結時まで遡って契約関係を解消し、未だ履行されていない債務は履行する必要がないものとし、既に履行されたものがあるときは、相互に返還することにして法律関係を清算することである。

一方の当事者だけで、相手方の承諾なしに契約を解消するわけであるから、解除する者

が解除権を有しなければならない。解除権は、当事者が契約によってこれを留保した場合と法律の規定によって与えられる場合がある。本書式では、第7条ないし第9条において解除とその効果について詳細に規定している。

普通の履行遅滞による解除権発生の要件は、(1)債務者の責めに帰すべき事由による履行遅滞があること、(2)債務者が相当の期間を定めて催告したこと、及び(3)催告期間内に履行されなかったことである（民法第541条）。

第1項では、第5条第1項の期間内、すなわち、その期間の最終日までに売主が本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに、つまり売主に対して本船の引渡しを促すことなく、直ちに契約を解除することができることを規定した。

第2項は、買主が売主の引渡し遅延を理由として本契約を解除した場合の効果について規定したもので、売主は手付金を買主に返還するだけでなく、手付金と同額の違約金を買主に支払うべきこと、いわゆる手付の倍返しについて規定した。違約金とは、損害賠償額の予定であって（民法第420条第3項）、債権者（本項の場合は買主）は、損害の発生及びその額を立証しなくても取得することができるが、債権者の被った損害額が違約金よりも大きい場合でも、違約金を超えて損害賠償を請求することはできない。手付金の返還と違約金の支払の期限を、「解除の通知を受けた日から起算して銀行営業日4日」と明示した。これを徒過したときは、売主は利息を支払わなければならない。

第3項及び第4項は、引渡し遅延について売主に抗弁事由がある場合について規定したものである。まず第3項で、不可抗力又は船底検査若しくは船尾軸検査に基づく修理のため、第5条の期間内に引渡し準備を完了できないときは、売主に猶予期間を与えた。引渡し遅延がこの猶予期間を超えるとときは、買主は、契約を解除できる。次に第4項は、第3項の規定により買主が契約を解除したときの効果について、売主の手付金返還義務を定めるとともに、買主による損害賠償請求を認めないことを定めた。売主の責めに帰すべからざる事由によって引渡し遅延が生じているからである。

第2項ないし第4項による契約解除の通知及びそれに関連する通知の有無や到達日は、明確なものでなければならない。そこで、第5項において、通知は電報、テレックス及びファクシミリを含む書面で行われるべきことを明らかにした。本契約書では、基本的に日数の計算は銀行営業日によっているので、本条の各通知について「銀行営業日の午後5時

以降又は土曜日、日曜日若しくは休日に到達した通知は、翌営業日に受け取られたものとみなす」旨の規定を置いた。

10. 第8条【受取り義務と受取り拒否又は代金の不払による契約の解除】

1. 買主は、引渡し準備完了日の翌日から起算して銀行営業日4日以内に本船を受け取らなければならない。
2. 買主が正当の理由なくして本船の受取りを拒否したとき、又は 年 月 日までに本船を受け取らないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
3. 買主が残代金を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
4. 前2項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、違約金として手付金を取得するものとする。

第5条で、売主の履行期、すなわち売主が本船の引渡し準備を完了すべき期間について定めたのに対して、本条第1項は、買主が本船を受け取るべき期間を定めた。

第2項の「正当な理由」とは、例えば、第1条に記載された引当資格重量トン数と第4条第3項の総連合会発行の証明書に記載されたものと一致していない場合とか、本船に設定された抵当権が抹消されていない場合など、買主が受取りを拒否するのがもっともであるといった場合である。

本船の受渡しと残代金の支払は、同時履行の関係にあるので（第4条第2項）、買主に本船を受け取る意思があっても残代金を支払わない場合に、売主が解除権を有するものとした。

11. 第9条【引渡し不能と契約の解除】

本船が引渡し前に滅失した場合、物理的又は経済的に修理不能な損傷を被った場合、又は不可抗力によって本契約の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、本契約の不履行とはみなされず、手付金は、買主に返還されるものとし、返還については、第7条第4項の規定を準用する。

本船が引渡し前に沈没したり、沈没にまで至らなくても物理的に修理できなくなったり、修理は可能であっても莫大な費用がかかりそうで、経済的にみて修理が無意味になる、といった場合や、売主の責めに帰すべからざる事由によって本契約の目的を達成することができないと認められるときは、売主、買主のいずれも契約を解除できるものとした。そして、このような場合は本契約の不履行とはならないことを注意的に規定し、手付金は買主に返還するものとした。

12. 第10条【本船の債務と引渡し後発見された瑕疵】

1. 売主は、本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害することのないようにして、本船を引き渡さなければならない。売主がこれに違反したことにより、買主が損害を被ったときは、売主は、これを補償しなければならない。
2. 本船の引渡し後、本船に物理的瑕疵が発見されたとしても、売主がその瑕疵を故意に隠蔽したものでない限り、売主は、一切責任を負わない。

本船に第三者の先取特権、抵当権あるいは登記された賃借権のような権利がある場合には、たとえ本船の所有者が買主になっても、そのような権利を有する第三者は、その権利を実行することができ、買主は損害を被ることになるので、第1項では、売主はこれらの権利並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害することのないようにして、本船を引き渡すべきことを定めるとともに、売主がこれに違反したために買主が損害を被ったときは、売主がその損害を補償すべきことを定めた。売主との間の抵当権設定契約に基づく抵当権者が、第三者たる買主に対抗するためには抵当権を登記しなければならないから、買主は本船の登記簿謄本を調べることによって、本船に抵当権が設定されているか、いつ抹消されたかを確認することができる。しかし、先取特権^(注)についてはこのような公示方法がない。

第2条第1項に定めたように、売主は、本船が外観検査時と実質的に同じ状態であれば本船を引き渡すことができよう。そこで本条第2項には、売主が瑕疵を故意に隠蔽したという場合を除いて、引渡し後発見された物理的瑕疵について、売主が責任を負わないことを規定した。

(注) 先取特権とは、法律に定められた一定の債権を有する者がその債務者の財産につき、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることのできる担保物権であり(民法第303条)、船舶先取特権とは、船舶、その属具及び未だ受け取っていない運賃を目的とする、一定種類の債権について生ずる、特殊の先取特権である。抵当権者にも優先する。

船舶先取特権を生ずる債権は次のとおりである。

(1) 商法第842条による債権

- (イ) 船舶並びにその属具の競売に関する費用及び競売手続開始後の保存費
- (ロ) 最後の港における船舶及びその属具の保存費
- (ハ) 航海に関し船舶に課した諸税
- (ニ) 水先案内料及び曳船料
- (ホ) 救助料及び船舶の負担に属する共同海損

- (ハ) 航海継続の必要によって生じた債権
 - (ト) 雇傭契約によって生じた船長その他の船員の債権
 - (チ) 船舶がその売買又は製造の後未だ航海をしない場合においてその売買又は製造並びに艤装によって生じた債権及び最後の航海のためにする船舶の艤装、食料並びに燃料に関する債権
- (2) 船舶所有者等の責任の制限に関する法律第95条による債権
制限債権（船舶所有者等若しくは救助者又は被用者等が、同法で定めるところによりその責任を制限することができる債権）
- (3) 油濁損害賠償保障法第40条による債権
制限債権（船舶所有者又は保険者等が、この法律で定めるところによりその責任を制限することができる債権）
- 抵当権とは、債務者又は第三者が占有を移さずして債務の担保に供したのものにつき、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受けることができる約定担保物権であり（民法第369条）、船舶抵当権は、船舶及びその属具を目的とするものである。
- 抵当権の得喪変更は、その登記をしなければ第三者に対抗することができない（商法第848条、民法第177条）。

13. 第11条【登記登録費用及び固定資産税】

1. 本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は、すべて買主の負担とし、売主は、登記登録の完了まで買主に協力しなければならない。
2. 本船の固定資産税は、1月分より本船の受渡し月分までのものについては売主が、受渡し月の翌月から12月分までは買主が、それぞれ負担する。

登記登録の費用とは、登録税や登記登録手続を海事代理士に依頼する場合の費用などをいう。

第2項は、本船の固定資産税を売主と買主が分担することを定めたもので、例えば、本船の引渡しが昭和60年5月に行われる場合には、昭和60年度分の固定資産税の12分の5は売主が、12分の7は買主がそれぞれ負担することになる。

14. 第12条【記載外事項】

本契約書に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習に従う。

本契約書の印刷条項のほかに、それぞれの契約に応じて当事者間で特約をする場合には、後で争いが生じないよう書面に明確に記載しておくべきである。そのように特約をしてもなお契約書に記載のない事項について問題が生ずる可能性があるため、そのような場合には、日本国の法令及び慣習に従う旨を規定した。

15. 第13条【仲裁】

2字抹消 1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所（東京／神戸）に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2. 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

本契約に関して当事者に意見の相違や争いが生じたときは、当事者間の話合いで解決するのが望ましい。しかし、話合いで解決できないときは、第三者の判断を求めなければならなくなる。そのような場合に備えて本条は規定されている。仲裁人によって行われた仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（民事訴訟法第800条）ので、仲裁は裁判に代わる手続である。

日本海運集会所は、東京と神戸で仲裁を行っているので、売買契約締結の際に第1項の「東京／神戸」はいずれか一方を抹消すればよい。仲裁手続については、「海事仲裁案内」を参照されたい。

昭和24年7月制定
昭和31年12月改定
昭和46年7月改定
昭和60年1月改定

社団法人 日本海運集会所書式制定委員会

発行所
社団法人 日本海運集会所
東京都中央区日本橋室町2丁目
8番地 三井ビル6号館
不許複製

内航船舶売買契約書

- 1 売主 (以下「売主」という) と
- 2 買主 (以下「買主」という) とは
- 3 以下の条項に基づき売主の所有する (以下「本船」という) の
- 4 売買契約 (以下「本契約」という) を締結する。

5 第1条【契約の目的物】

- 6 1. 本契約の目的物は次のとおりとする。
 - 7 (1) 本船：明細は以下のとおりである。

8 船種・船名	9 船				
10 船舶番号	11 内航許可番号	12 届出番号	13 船籍港	14 航行区域	15 船級等
16 総トン数	17 トン	18 載貨重量トン数	19 トン	20 長さ・幅・深さ	21 引当資格重量トン数等
22 船体製造者	23 船体竣工年月	24 年	25 月	26 主機関製造者	27 主機関製造年月
28 主機関の型式、数	29 公示出力	30 馬	31 キロワット	32 次期検査期日	33 定期
					34 年
					35 月
					36 日
					37 中間(第一種)
					38 年
					39 月
					40 日
					41 中間(第二種)
					42 年
					43 月
					44 日
45 通信設備	46				

- 47 (2) 属具・備品：外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は、本契約の目的物とし、その価格は本船の売買価格に含むものとする。ただし、本船の引渡しまでの間に本船の運航のために使用された属具及び/又は備品は、補充の必要はないものとするが、法定の数量を欠くときは、売主はその数量までのものを補充しなければならない。
- 48 2. 残存燃料油等：引渡しの際に本船に残存する燃料油、未使用の潤滑油及び未開封の消耗品は、売主がこれらを購入した時の価格で買主が買い取るものとし、飲罐水及び食料品は、買主が無償で受け取ることができる。
- 49 3. 私物・借り物：私物及び借り物は、本契約の目的物より除く。売主は、乗組員の私有物及び第三者よりの借り物を本船の引渡し前に陸揚げするものとする。

50 第2条【本船の引渡し時の状態】

- 51 1. 本船は引渡しの際に第1条記載のとおりとし、外観検査時と実質的に同じ状態であるものとする。ただし、通常の衰耗及び消耗は除くものとする。
- 52 2. 買主は、本船の引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なると主張するときは、それを立証しなければならない。

33 3. 本船の引渡し時の状態に関し、船級（JGを含む、以下同じ）上の検査対象項目に疑義が生じたときは、第6
34 条第3項の検査員の見解に従うものとする。

35 **第3条【手付金】**

- 36 1. 買主は本契約に記名捺印した時に、手付として金 円（以下「手付金」という）を売主
37 に支払わなければならない。
38 2. 手付金は、本船の引渡しがあったときに、売買価格の一部に充当する。

39 **第4条【売買価格、支払方法及び権利証書の受渡し】**

- 40 1. 本船の売買価格を金 円とする。
41 2. 買主は、売買価格より手付金額を差し引いた残額金 円（以下残代金という）を本船の受
42 取りと同時に、 において売主に支払うものとする。
43 3. 売主は、残代金の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするのに必要な一切の書類並びに日本内航海運組
44 合総連合会発行の「引当て資格重量トン数等及び納付金支払証明書」を買主に引き渡す。

45 **第5条【本船の引渡し】**

46 売主は、 年 月 日より 年 月 日までの間に
47 において本船の引渡し準備を完了しなければならない。

48 **第6条【船底検査及び引渡し準備完了】**

- 49 1. 売主は、本船の引渡し前に売主買主双方立会いの上、本船の満載喫水線以下の船底の検査（以下「船底検査」
50 という）を行うことができるよう、船渠を手配しなければならない。
51 2. 前項の検査において及び第6項の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかったときは、
52 本船は引渡しに適した状態とみなし、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
53 3. 船底検査の結果、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損う損傷であるか否かにつき、売主買主双
54 方で協議が整わないときは、 検査官／検査員（以下「検査員」という）に検査
55 （以下「検査員の検査」という）を依頼するものとする。
56 4. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものではないと認定されたとき及び第6項の検査が行われると
57 きはその検査において、異常が発見されなかったときは、売主は、本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
58 5. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損うものであると認定されたときは、売主は、自己の費用で検査員
59 の指定する修理を行わなければならない。
60 6. 買主は、船底検査の間、自己の費用で船尾軸を検査することができる。ただし、検査員が船尾軸の検査を指示
61 したとき、又は検査の結果、船尾軸に損傷が発見されたときは、売主は検査員が指定する修理を行い、その修理
62 費用及び船尾軸の引出し装着費用を負担するものとする。
63 7. 船底検査のために要する船渠料、その付帯費用、検査料及び検査員の費用は、買主の負担とする。ただし、第
64 5項及び第6項ただし書の場合においては、本項の費用は、すべて売主の負担とする。
65 8. 船渠までの回航費用は、船底に損傷がなく、買主が船渠料等の費用を負担する場合であっても、売主の負担と
66 する。

67 **第7条【引渡しの遅延と契約の解除】**

- 68 1. 売主が第5条の期間内に本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに本契約を解除することが

- 69 できる。
- 70 2. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、手付金を返還するとともに手付金と同額の違約金を解
71 除の通知を受けた日から起算して銀行営業日4日以内に買主に支払わなければならない。売主が銀行営業日4日
72 以内にこれを支払わないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 利息を付してこれを支払わなければ
73 ならない。
- 74 3. 引渡し遅延が不可抗力又は第6条第5項若しくは第6項の修理による場合は、買主は 日以内の遅延を
75 承認しなければならない。これを超えるときは、買主は、本契約を解除することができる。この場合、買主は、
76 遅延又は修理に関する期間について売主から通知を受けた日から起算して、銀行営業日 日以内に解除する
77 か否かを、売主に通知しなければならない。
- 78 4. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、解除の通知を受けた日から起算して、銀行営業日4日
79 以内に手付金を買主に返還しなければならない。この場合、損害賠償の請求は認めない。ただし、売主が銀行營
80 業日4日以内に手付金を返還しないときは、銀行営業日4日目の翌日より年 利息を付してこれを
81 返還しなければならない。
- 82 5. 第2項ないし第4項による通知は、いずれも書面（電報、テレックス、ファクシミリを含む）で行うことを要
83 し、銀行営業日の午後5時以降又は土曜日、日曜日若しくは休日に到達した通知は、翌営業日に受け取られたも
84 のとみなす。

85 第8条【受取り義務と受取り拒否又は代金の不払による契約の解除】

- 86 1. 買主は、引渡し準備完了日の翌日から起算して銀行営業日4日以内に本船を受け取らなければならない。
- 87 2. 買主が正当の理由なくして本船の受取りを拒否したとき、又は 年 月 日までに本船を受け
88 取らないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
- 89 3. 買主が残代金を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
- 90 4. 前2項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、違約金として手付金を取得するものとする。

91 第9条【引渡し不能と契約の解除】

- 92 本船が引渡し前に滅失した場合、物理的又は経済的に修理不能な損傷を被った場合、又は不可抗力によって本契
93 約の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、いずれの当事者も本契約を解除することができ
94 る。この場合、本契約の不履行とはみなされず、手付金は、買主に返還されるものとし、返還については、第7条
95 第4項の規定を準用する。

96 第10条【本船の債務と引渡し後発見された瑕疵】

- 97 1. 売主は、本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害すること
98 のないようにして、本船を引き渡さなければならない。売主がこれに違反したことにより、買主が損害を被った
99 ときは、売主は、これを補償しなければならない。
- 100 2. 本船の引渡し後、本船に物理的瑕疵が発見されたとしても、売主がその瑕疵を故意に隠蔽したものでない限
101 り、売主は、一切責任を負わない。

102 第11条【登記登録費用及び固定資産税】

- 103 1. 本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は、すべて買主の負担とし、売主は、登記登録の完了まで買主に協
104 力しなければならない。
- 105 2. 本船の固定資産税は、1月分より本船の受渡し月分までのものについては売主が、受渡し月の翌月から12月分

105 までは買主が、それぞれ負担する。

107 **第12条【記載外事項】**

108 本契約書に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習に従う。

109 **第13条【仲裁】**

- 2字抹消 110 1. 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集会所（東京／神戸）に仲裁
111 判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
112 2. 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

113 上記契約を証するため、本書2通を作り、各自記名捺印の上互いに1通を保有する。

114 年 月 日 において

115 売 主

116 買 主

117 仲 介 人